

「凶悪・重大犯罪の公訴時効の在り方」に関する意見募集結果（概要）

1 意見募集の経緯・要領等

法務省においては、殺人等の凶悪・重大な犯罪の公訴時効の在り方について見直しを求める声の高まりを受け、平成21年1月から、省内勉強会を開催して、これについて検討を行ってきたところ、制度改正の必要性や見直しの当否などについて、現在の公訴時効制度の在り方に対する国民の意識の有り様及びその変化を十分に踏まえる必要があると考えられた。

そこで、公訴時効制度の在り方に関して検討を要する主要な論点と考えられる下記2(1)から(5)までの点などについて、平成21年5月12日から同年6月11日までの1か月間、パブリックコメント手続に準じた意見募集手続を実施し、郵送、ファックス又は電子メールにより意見を募ったものである。

なお、意見募集の取りまとめ結果については、法務省のホームページにも掲載する予定である。

2 意見募集の結果概要

上記意見募集に対して寄せられた意見は合計341件に達したが、意見募集要領に掲げた次の(1)から(5)までの論点ごとに、寄せられた意見を整理すると、おおむね次のとおりである。なお、意見内容を記載するに当たっては、凶悪・重大犯罪の公訴時効の在り方に関連する部分について適宜要約の上、誤字等は適宜修正している。

(1) 公訴時効制度の改正の必要性等

改正の必要性については、必要があるとする意見と必要がないとする意見双方が寄せられた。

双方の意見の代表的な例は別紙1のとおりであり、必要があるとする意見においては、公訴時効制度の趣旨の妥当性や現状を維持することの不都合性についての指摘などが見られる一方、必要がないとする意見においては、公訴時効制度が合理的であることや、平成16年改正を前提とすると時期尚早であることなどの指摘を内容とするものが見られた。

(2) 考えられる方策

考えられる方策については、大多数は取りまとめに掲げた公訴時効の廃止、公訴時効期間の延長等の4つの方策に対する賛否として意見が示され、その他の方策の提案はごく限られたものであった。

4つの方策のうちでは、廃止に関する意見が大部分を占めており、賛成意見としては、犯人が明らかになったのに公訴時効制度の完成により処罰

し得ないことは不都合であるとの指摘や、被害者等の立場に立てば公訴時効制度の趣旨等は納得できるものではないなどの意見が示された。反対意見としては、証拠の散逸による被疑者、被告人の防御上の困難に関する指摘や、公訴時効を見直したとしても被害者等の処罰感情が緩和することはないなどの指摘があった。

その他の方策については、公訴時効期間の延長に関して、施策として捜査資源の適正配分の観点を踏まえた現実的なものであるなどとして賛成する意見と、平成16年改正との関係で合理的な説明ができないなどの理由から反対する意見があった。DNA型情報等により被告人を特定して起訴する制度及び検察官の裁判官に対する請求により時効を停止（延長）する制度に関しては、技術の進歩を理由として、あるいは次善の策として賛成の意を示す意見もあったが、事案ごとの不均衡や既存の制度とのそごを理由として反対する意見があった。

これらの意見の代表的な例は別紙2のとおりである。

(3) 対象犯罪の範囲

対象犯罪については、様々な意見があったが、殺人など人の生命を奪った重大犯罪を対象とすべきとする意見が目立った。代表的な意見の例は別紙3のとおりである。

(4) 現に時効が進行中の事件の取扱い（遡及適用）

賛否それぞれの意見が寄せられた。憲法の趣旨や罪刑法定主義の趣旨などに関する指摘が多く見られた。代表的な意見の例は別紙4のとおりである。

(5) 刑の時効との関係

刑の時効についても改正すべきとする意見とその必要はないとする意見がともに寄せられた。公訴時効制度との関連性の有無や刑の時効の趣旨の当否にかかわる意見が示された。代表的な意見の例は別紙5のとおりである。

1 公訴時効制度の改正の必要性等

【必要があるとの意見】

- ①犯罪被害者遺族の意見を十分に反映させる必要があり，犯人が明らかなのに公訴時効完成により処罰できない事態は，国民感情から納得のいくものではないこと，②科学技術が発達し，歳月が経過しても，検察官が公判を維持することが困難とはいえないこと，③およそ人の生命を奪う犯罪について言えば，時が経過しようとも，処罰感情が薄らいでいくことはあり得ないこと，④重大犯罪，特に故意犯の犯人について，事実上の状態が継続したことを保護する必要がある，処罰することの必要を上回るとは到底思えないこと，⑤確かに，未解決事件が累積すれば，それだけ多くの捜査資源が配分されなければならないが，社会の安全，安心に関する国民の理解は得られやすいことなどから，公訴時効制度の改正は必要である。
- 刑法が国民の社会安定性を考えて規定されているものである以上，回復不可能な法益侵害に対しては厳しく対応すべきである。回復不可能な法益侵害については，公訴時効を設けるべきではなく，改正を行って見直すべきである。
- 公訴時効期間を延長するだけでは問題を先送りにするだけで，また何年かすると廃止や更なる延長を求める声が少なからず上がってくる。
- 人の証言等があいまいになり，証拠が散逸するとしても，そのことが，重大事件について，裁判をしなくてよい理由になるとは思えない。また，平等・公平に裁判を行うべき利益に比べれば，犯人の事実状態を尊重すべきとは思われない。証拠の散逸については，証拠が不十分であれば『疑わしきは被告人の利益に』の原則により，無罪となるため，必ずしも被告人の防御が成り立たないというわけではなく，裁判で判断すれば足りる。
- 公訴時効制度により，犯罪者があらゆる手段を講じて逃げおおすことが有利となることで犯罪者の逃亡を助長しており，公平にかなわず，国民からして大変違和感を感じる。
- 誤った法律でも改正から日が浅ければ変えなくてよいわけではなく，改正からの期間が浅いことは再改正しない理由にはならない。
- 前回の改正は，段階的に時効を撤廃するためのステップであり，やはり延長ではなく撤廃がふさわしいと再考する必要があると考えるべき。

【必要がないとの意見】

- ①社会の処罰要求は、通常の場合、時の経過とともに減弱するし、行為時から変化した行為者に行為直後と同様の刑罰を科すことの当否も問題である上、時の経過とともに行為者の周囲の者の利益を保護する必要が出てくる、②一方当事者である捜査機関による科学捜査の実施過程の検証が適切に行われる環境にない上、科学鑑定のみで犯罪事実全体を証明できるものではなく、その他の部分に関する被告人の防御には多大の困難を伴う、③無実の者が捜査機関から一定の嫌疑をかけられ、処分保留のまま一生訴追される危険から解放されないというのは余りに酷である、など公訴時効制度を存続させる合理的理由がある。
- 時効などの論議で金をかけるなら、逃げ得を生じさせないように、科学捜査の充実や、無尽蔵に監視カメラを設置するなど、凶悪・重大犯罪の犯罪抑止のための方策を議論すべきである。
- 事件発生から刑事裁判の開始まで、時間がかかるようになれば証拠は散逸し、検察が不利な証拠を保持し続ける一方、弁護側は容疑者に有利な証拠を提示できなくなり、被告人の防御権を大きく損ない、えん罪の危険性が増すおそれがあるため時効のこれ以上の延長や廃止には反対である。
- 今回の公訴時効見直しの検討は、被害者遺族の声、すなわち、国家社会の立場からなされたものであるが、被害者やその遺族の保護は、刑罰権の行使とは別の手続において、被告人や犯人の利益と矛盾することなくなされるべきであって、公訴時効制度の改正によるべきではない。
- 刑事裁判は被害者の復しゅうのための装置ではない。時効の見直しは被害者等から強く言われているようだが、経験上、被害者にとっても、時効は一つの区切りになる。いつまでも捜査を続けてほしいと思う被害者ばかりではない。一部の強い意見に振り回されないでほしい。
- いつまでも過去の事件の捜査を行うことで、犯罪の事実を立証しにくくなることに加えて、現在の事件に対して振り分けられる資源が相対的に少なくなってしまうため、社会的に見た場合に、より不利益が多くなる。世間では被害者への同情の声ばかりが目されるが、このような場面であるからこそ、今回の改正については慎重な判断をするべきである。
- 平成16年の改正で、どうなったかその効果や意義を十分観察すべき。まだそれから4年程度しか経過しておらず、当時とそれほど事情が違うとは思えない。刑事司法の根幹にかかわる重要な制度を度々変えるのはおかしい話であり、公訴時効について議論するのは時期尚早である。

2 考えられる方策（各方策の利点及び更に検討を要する論点）

① 公訴時効の廃止

【賛成の意見】

- 時効は撤廃すべきである。
 - ・ 凶悪事件を働いたものを安心させる現行法は不当である。「逃げ得」を助長している。
 - ・ 法律を正義に少しでも近づけるためには廃止すべき。日本の法律は余りに人命を軽んじすぎており、人としての尊厳を重んじ、人の命を奪った（り、被害者の肉体に消え去らぬ障害を残した）凶悪・重大犯罪を決して許してはならないことを法律上も宣言すべき。
 - ・ 悪いことをしたら必ず罰せられるという共通認識が犯罪を抑止し、国民の生活の安全を高めるものであり、時効をなくせばこの共通認識が強化されるため。犯罪を犯すと逃げ回っている間いつまでも追われることが犯罪抑止、治安維持につながる。
 - ・ 被害者等が納得できる制度こそが必要であり、被害者等の感情を最優先した制度こそが一般人が納得できる制度だといえる。被害者等の立場からすれば、犯人はもちろん、時効制度の存在も許せない。
 - ・ 証拠の散逸については、検察官の立証責任があるので、被告人が無罪を証明する必要はないし、長期間経過後の裁判では、物的証拠が信用できるかどうか重要視されるので、証言の困難性を過度に取り上げる必要はないのではないか。
 - ・ 世界の先進国各国で殺人罪に時効がある国は少数であり、時効を廃止しても不合理ではない。
 - ・ 殺人事件を起こした犯人が、時効後自首した後、開き直って被害者関係者側に一切の謝罪を拒否している趣旨の報道を拝見し、現状の時効制度の矛盾を痛感した。法治国家で再び起こってはいけない。
- 捜査資源の配分については、必ず専従捜査員をつけることが義務付けられているわけではないので、有力な証拠が出現するまで捜査を停止することを事実上認め、証拠・記録の保管についても、内部的な規定（必ずしも法律である必要はない）によって、保管期間を100年とするなどの要件を定めればよいのではないか。

【反対の意見】

- 公訴時効制度の存在理由は合理的であり，犯人が明らかになったのに処罰し得ない事態が生ずることもやむを得ない。
- 無罪である証拠が散逸してしまった場合のその被疑者・被告人とされる者の防御・立証が困難になる。
- 捜査をいつまでも継続したところで，長期間当初の捜査態勢を維持できるはずもなく，警察に放置される事件が増加するだけであり，犯人を捕まえられることは恐らく1パーセントもない。
- 遺族には同情するが，犯人が捕まって刑が確定して服役ないし死刑になったからといって，遺族の処罰感情が満たされたということは聞いたことがない。そのような中で，たとえ犯した罪が重罪であったとしても，100年後に犯人が存命であったため捕まえた場合に，そのような高齢者を100年前の罪で裁くことが社会正義であるとは到底思えない。
- 刑罰は犯罪抑止や犯罪者更生のためにある事が国益にかなうのであり，被害者感情を晴らすためにあるべきではない。犯罪者が刑に服したとて被害者感情がいえるとは限らず，時効撤廃する意義は乏しい。

② 公訴時効期間の延長

【賛成の意見】

- 現在のように公訴時効期間が短くては、被害者等が報われず、加害者を擁護しすぎであり、逃げ得と感ぜられる。
- 刑事責任能力が14歳以上であること、刑の確定による執行を実効たらしめることを考えると、60年から70年程度に延長すればよい。
- 時効を現行の25年から10年程度延長したからといって、その期間の区切りに合理的説明をするのは困難なため、犯人が死亡していると推定される70年から100年程度を目途に時効期間を延長すべき。
- 捜査資源の適正配分の観点から、公訴時効期間を延長すべき。
- すべての犯罪の公訴時効期間を現行の2倍とすればよいのではないか。

【反対の意見】

- 大幅に延長すれば事実上廃止と同様の効果を持たせることもできるが、平成16年の改正に照らして、朝令暮改のそしりを免れない。
- 中途半端な延長では、実質的な効果がなく、100年などにすると日本の法制度、感覚になじまない。
- 従来 of 延長でしかなく、問題を先送りにするだけである。
- 被害者等にとって、いつか犯人は捕まり公正に処罰は下される時が来るという希望を絶たれることは耐え難く、公訴時効期間の延長の方策によることは被害者の尊厳を傷つける。
- 既に公訴時効期間は十分長い。

【その他の意見】

- 法定刑を基準に時効期間を定める体系であったとしても、一定の重大犯罪を別に取り扱うことは国際的には常識であり、その点について殊更に検討は不要である。

③ DNA型情報等により被告人を特定して起訴する制度

【賛成の意見】

- 確たる検体と鑑定方法の進歩の条件付きで導入すべき。
- DNA型鑑定が進歩している。
- 事案ごとの不均衡はやむを得ない。

【反対の意見】

- DNA型技術そのものの信頼性，DNA型情報の採取状況・鑑定の信頼性，劣化していく他の証拠との関係等の問題に配慮せず，DNA型情報だけですべて解決という発想は短絡的である。
- 犯罪によっては，どのような経緯でDNA型情報が付着したのかが重要であり，必ずしもDNA型情報の主が犯人であるわけではない上，性犯罪等の一部の事件を除き，それのみで犯人の特定自体困難である。
- 強姦事件など，DNA型情報が一致しても，性行為の合意の有無は不明であり，長期間経過後にこの点につき証明を行うのは非常に難しい。
- 被告人がいない裁判など前代未聞であり，「刑事訴訟手続はおよそ現実に進行しない」ので適当でなく，現行法体系を維持しながら，このような特例的取扱いをすることの整合性には大きな疑問が残る。
- 犯罪自体が公訴時効期間内に判明しない事件に対応できない。
- DNA情報がなかった場合のことを考えると妥当でない。
- 全国民のDNA型情報を誕生時に登録し，データベース化するなどの政策を採るなどの前提がないまま，このようなバーチャルな公訴手続を行うのは時期尚早であり，その後の検討課題である。

④ 検察官の裁判官に対する請求により公訴時効を停止ないし延長させる制度

【賛成の意見】

- 延長（停止）の判断時に、捜査の状況等を検証できるようにしておけば、えん罪防止の一助にもなるのではないか。
- 時効廃止までのつなぎの措置又は廃止できない場合の次善の措置として考えられる。もっとも、いつまで時効を停止するかは問題である。

【反対の意見】

- 法定刑に応じた一律の取扱いを定める現行制度と不整合，不均衡，運用上の不明確性が懸念されるので，反対である。
- 同じような犯罪であっても，担当した検察官のさじ加減で時効が停止されたりされなかったりするの，恣意的で不公平である。
- 検察官には，既に，起訴便宜主義という裁量権が与えられているところ，これに加えて，公訴時効についての裁量権をも与えることは，公平性を害する。
- 新たな公訴時効制度を定め，「一律の取扱い」を行うべきであり，検察官と裁判官の判断次第で公訴時効が停止されたり延長されるべきではないと考える。
- 例えば，失そうしたと思われていた人が実は殺されていた，ということもあり得，時効完成前に，将来の有力な証拠の思わぬ出現を予測することは不可能で，非常に公平性を欠く。

3 対象犯罪の範囲

【見直しの対象範囲に関する意見】

- 殺人などの凶悪・重大な犯罪については対象とすべき。
 - ・ 裁判員裁判対象事件の範囲と一致させてはどうか。
- 殺人罪について対象とすべき。
 - ・ 殺人罪は人の将来を奪うなど、その責任は重大で非常に重い一方、財産犯や身体犯は、時効を設けることもやむを得ない。
- 死刑に当たる罪について対象とすべき。
 - ・ 回復不可能な法益侵害に対しては時効を認めるべきではなく、死刑を想定している行為は社会的に厳罰されるべき行為といえる。
- 人の生命を奪う重大犯罪については対象とすべき。
 - ・ 経済的損失（窃盗や毀損など）についての時効制度は納得できるが、生命にかかわる事件については、公訴時効は存在すべきでない。
 - ・ 業務上過失傷害などは発生件数が膨大であり、捜査資源の適正配分の見地からは、含めないこともありうる。
 - ・ 故意・過失を問わず対象とするべき。ひき逃げも当然含むべき。
- 被害者がいる重大犯罪を対象とすべき。
- 時効制度全体を対象とすべき。
 - ・ 基本的に犯罪は許さないとの立場を明確にするべき。軽犯罪と重大犯罪を区別する理由がない。

【見直すこととすべきでない犯罪に関する意見】

- 殺人などの時効は十分に長く、見直す必要はない。
- 凶悪・重大犯罪の定義はあいまいであり、また、例えば殺人罪一つをとってみても、我が刑法において、その罪質には種々のものがあり、一律に罪名によって対象範囲を画することは、不均衡である。

4 現に時効が進行中の事件の取扱い（遡及適用）

【賛成の意見】

- 憲法39条は、実行の時に①適法かどうか及び②処罰の程度が行為者に判断できることを要求しているだけで、文理解釈として時効期間等について規定していないことは明らかである。抵触するという説は憲法39条の『趣旨』というが、『趣旨』だけで拡張解釈して突き詰めていくと、被告人に不利な訴訟法変更はすべて遡及適用が不可能になる。また、常識的に考えても、犯人が実行の時に「自分の行為は適法である」又は「自分の行為は最高でも懲役10年である」という信頼をさかのぼって覆すことは許されないが、「自分の犯罪は25年隠し通せば処罰を免れる」という期待は保護する必要がない。したがって、遡及適用は可能である。
- 憲法39条の規定は、行為時に適法であったものを事後の法で処罰する事、時効で無罪が確定したものを再度裁く事、一度裁かれた犯罪行為を再度裁く事を、それぞれ禁じているのであって、行為時に犯罪であり、無罪が確定しておらず、一度も裁かれていない犯罪の時効を延長する事には及ばない。また、罪刑法定主義とも関係がない。したがって現に時効が進行中の事件にも遡及適用すべきである。
- 遡及適用をしないと実質的に公訴時効廃止の意味が失われるものであり、被害者・社会的感情から許されない。憲法39条の遡及処罰の禁止は、重大犯罪に関する時効制度については犯人に不当にくみするものであり、文言のみで解釈するのではなく、社会の実情に合わせた解釈が可能であると思われる。したがって遡及適用をすべきである。
- 殺人などの凶悪事件に関しては、同じ犯罪を犯しながら、発生の時期で犯罪者への対応が異なる事には違和感を感じる。
- 既に公訴時効が完成した事案に対しても、今回の見直しに当たり何らかの検討をしてほしい。

【反対の意見】

- 罪刑法定主義に反するものではないが、犯人にとっては重大な利害を有する事項であるから、刑法6条の趣旨にかんがみて、(行為時と裁判時を比べて)有利な方を適用すべきであり、遡及適用すべきではない。
- 公訴時効制度は時の経過により正しい裁判を行うことが困難になることを防ぐための制度であり、刑事訴訟法・刑法の理論からは、遡及適用が可能であるとも考えられるが、仮に現に時効が進行中の者についてさかのぼって改正法を適用するとすれば、人の法的地位を不安定にし、ひいては国民の刑事訴訟への信頼をゆるがすこととなる。したがって、憲法39条の趣旨及び罪刑法定主義の要請をも踏まえ、遡及適用は許されない。
- 公訴時効を改正する以前の事件にまで、遡及させるという考え方は、法の安定性を乱すものであり、いくら被害関係者の声が大きいかからと言っても、遡及適用を法制度として採用することは、国家の役目と機能、国家の成り立ちからみても採用されてはならない。遡及法の禁止は堅持すべきであり、常識を失念しない国の基本姿勢が必要である。
- 公訴時効制度の存在理由には実体法的な事由も含んでおり、公訴時効制度に関する改正は、実質的には罪刑の内容に変更を加えることになるから、罪刑法定主義の内容をなす遡及処罰の禁止が妥当するし、また、無実の者が捜査機関から一定の嫌疑をかけられ訴追の危険にさらされている場合に、時効進行中に更に時効期間を延長することはその者の私生活上の平穩という実質的利益を脅かすことになる。

5 刑の時効との関係

- 刑の時効は公訴時効制度に増してなおさら公平ではなく、様々な事情から刑の執行ができないことはあり得るだろうが、だからといって刑を免除することは間違いであり、廃止すべきである。
- 市民の感覚としては、刑の時効の趣旨自体理解できない。裁判所で決定したすべての刑は的確に執行されるべきであり、刑の時効の廃止は犯罪の発生の予防にもつながるはずであるから、廃止すべき。
- 刑の時効は、あくまでも刑が確定した後の執行における問題であり、犯人を処罰できるかどうかという公訴時効制度の効果とは次元を異にする問題であって、かつ、刑の時効が完成して刑を執行できないという事態は通常考えられないので、特に刑の時効を改正する必要はない。

6 その他

【公訴時効制度の在り方に関連する意見】

- 被害者が望むのは犯人逮捕とそれに対する適切な処罰であり、まずはどうしたら犯人を逮捕できるか議論を尽くすことが必要。
- 最近の裁判は被害者の恨みを晴らす代行をしているように思う。それが公訴時効の見直しにも影響しているのではないか。本当にしなければいけないのは、再発防止であり、犯罪者が犯罪をできない社会にすることである。
- 時効が成立した場合の遺族に対する国家賠償は、国の責任として原則としてこれを認めるべきと考える。